

「総合教育会議」について

《会議の位置づけ》

- 首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、執行機関同士の協議と調整の場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされた。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4】
- 地方自治法上の附属機関ではない。

《構成員》

- 地方公共団体の長と教育委員会【法第1条の4第2項】

《会議の招集》

- 地方公共団体の長が招集【法第1条の4第3項】
- 教育委員会は、その権限に属する事務に応じて協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し会議の招集を求めることができる。【法第1条の4第4項】

《意見の聴取》

- 法第1条の4第1項の協議を行うにあたり、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができる。【法第1条の4第5項】

《協議・調整事項》

- 大綱の策定に関する協議【法第1条の4第1項】
- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策【法第1条の4第1項第1号】

1. 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
2. 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、市民部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

○児童、生徒等の生命及び身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置【法第1条の4第1項第2号】

1. 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
2. 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※協議すべきでない事項

●教科書の採択や個別の教職員の人事など、特に政治的中立性が高い事項

《協議・調整の結果の尊重義務》

○首長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、その結果を尊重しそれぞれが所管する事務を執行する。【法第1条の4第8項】

会議における調整

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること

会議における協議

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること

《会議の公開と議事録の作成及び公表》

- 会議は、個人の秘密保持や会議の公正が阻害されると認められる場合を除き公開する。【法第1条の4第6項】
- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。【法第1条の4第7項】

土岐市総合教育会議の運営等について（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に定めることのほか総合教育会議の運営に関し必要な事項について、この会議が定める。【関連：法第1条の4第9項】

1. 会議の開催について

○会議の開催回数

原則年2回開催することとする。

○会議の開催

市長及び教育委員会で構成する。

緊急の場合は、市長と教育長のみで総合教育会議を開催し、協議することも可能とする。

○会議の進行

会議の進行は、事務局が行う。

2. 会議の招集方法について

市長又は教育委員会において協議すべき事項が発生した場合、あるいは緊急的に協議すべき事態が生じた際に、市長、教育委員会のいずれかの発議により、市長が招集する。

3. 会議の公開について

会議は、法第1条の4第6項の規定に基づき、公開とする。

会議を非公開とする場合、具体的な会議内容を示して市長と教育委員会とがあらかじめ協議を行うこととし、非公開の可否は市長が決定する。

会議を非公開とする場合は、市長は、あらかじめその理由を公表することとする。

4. 会議の傍聴について

土岐市教育委員会会議規則の傍聴に関する規定を準用する。この場合において「委員長」は、「市長」と読み替えるものとする。

5. 議事録の作成と公表について

市長は、会議の終了後速やかに議事録を作成し、これを公表する。

6. 会議の事務局について

会議の事務局は、総務部総合政策課とする。

7. その他

要綱に定めることその他、会議の運営に関し必要な事項が発生した場合においては、会議において定めることとする。

土岐市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、土岐市における総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、原則として年2回開催するものとする。

2 総合教育会議は、法第1条の4第2項の規定に基づき、市長及び教育委員会で構成する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長により開催することができる。この場合において、市長は他の教育委員会委員に対し速やかに会議の内容を周知するものとする。

3 会議の進行は、事務局がこれを行う。

（会議の招集）

第3条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を、教育委員会に通知しなければならない。ただし、法第1条の4第1項第2号に掲げる緊急の場合はこの限りではない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、市長は、教育委員会の同意の上、会議を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、市長は、あらかじめ会議を非公開にする理由を公表しなければならない。

（会議の傍聴）

第5条 会議の公開は、傍聴により行うものとする。

2 前項の規定による傍聴の手続等については、土岐市教育委員会会議規則（昭和57年土岐市教育委員会規則第6号）第21条から第25条までの規定を

準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書きの規定の場合にあっては、議事録の全部又は一部を公表しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務部総合政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において市長、教育委員会の双方の合意により別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

教育・学術及び文化に関する総合的な施策の大綱の策定について

1. 「大綱」とは

- 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針。
- 首長と教育委員との協議・調整に基づき「教育振興基本計画※」の内容を参酌して定める。

（協議・調整により「教育振興基本計画」をそのまま「大綱」とすることも可能。）

※教育振興基本計画

- ・ 国、地方公共団体のそれぞれが教育に関する基本的な方針を決定（教育基本法第17条）
- ・ 土岐市においては「土岐市教育振興基本計画」（平成22年度から平成31年度までの10か年計画）を策定

- 大綱を定めたり、変更を行う場合は、総合教育会議において協議すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）
【平成26年7月17日付26文科初第490号】より抜粋

《定義》

- ・ 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・ 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じて策定する。【法第1条の3第1項】
- ・ 大綱が対象とする期間については、法律上の規定はないが、地方公共団体の長の任期（4年）や国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4～5年程度を想定している。
- ・ 地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではない。【法第1条の3第4項】

2. 大綱の策定期等

○策定期限

平成 27 年 4 月 1 日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」）の一部を改正する法律の施行以降に速やかに策定

3. 大綱の内容

改正地方教育行政法に記載内容について定めはなく、自治体の判断により決定するもの（目標や施策の方針について定めるものであり、詳細な施策を定めるものではない。）。

➤想定されている主な記載事項

学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限にかかる事項についての目標や根本となる方針

関係条項のみ抜粋

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和31年6月30日法律162号

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

関係条項のみ抜粋

土岐市教育委員会会議規則

昭和57年3月10日教育委員会規則第6号

第5章 傍聴

(傍聴の許可)

第21条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不適当と認めた者

一部改正〔平成4年教委規則2号・15年1号〕

(傍聴人数の制限)

第23条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第24条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第25条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。